

第 176 号 (令和 6 年 9 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

△	横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】	3
---	-------------------------------	---

[告示]

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	6
△	同【財政局税制課】	7
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	8
△	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續(工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係)【財政局契約第一課】	9
△	指定納付受託者の指定【資源循環局業務課】	18

[公告]

△	土地区画整理事業の換地処分【都市整備局市街地整備調整課】	19
△	職員の懲戒処分【総務局人事課】	20
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	21
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	23
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	24
△	計画段階環境配慮書に対する市長の意見【みどり環境局環境影響評価課】	25
△	排水設備指定工事店の指定【下水道河川局管路保全課】	26
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	27
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	28
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	29
△	同【建築局調整区域課】	30
△	同【建築局調整区域課】	31
△	同【建築局調整区域課】	32
△	同【建築局調整区域課】	33
△	同【建築局調整区域課】	34
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	35
△	同【建築局調整区域課】	36
△	同【建築局調整区域課】	37
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	38
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	39
△	同【建築局建築指導課】	40
△	同【建築局建築指導課】	41
△	同【建築局建築指導課】	42
△	同【建築局建築指導課】	43

[区告示]

△	認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	44
△	同【南区地域振興課】	45
△	同【栄区地域振興課】	46

[区公告]

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】 47

[消防局]

△ 消防法に基づく措置命令【西消防署総務・予防課】 48

[水道局]

△ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】 49

[交通局]

△ 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】 50

△ 料金徴収事務及び支出事務の委託【自動車本部営業課】 51

△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【自動車本部営業課】 60

△ 指定納付受託者の指定【自動車本部営業課】 61

△ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】 63

[医療局病院経営本部]

△ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】 64

[教育委員会]

△ 横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則【中央図書館調査資料課】 65

△ 職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】 66

△ 同 【職員課】 67

△ 同 【職員課】 68

[監査委員]

△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 21 日受付）【監査管理課】 69

△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 26 日受付）【監査管理課】 70

規則

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 71 号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 3 号中「である」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の」を加え、同条第 2 項第 2 号ア中「所得税法施行令」を「所得税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 141 号）附則第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令」に改める。

第 19 条の 3 第 3 号タ中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 21 条の 5 から第 21 条の 8 の 2 までを次のように改める。

第 21 条の 5 から第 21 条の 8 まで 削除

（入湯税を課さない者の範囲）

第 21 条の 8 の 2 条例第 122 条第 3 号の規定により入湯税を課さない者は、1,400 円以下の料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で入湯する者とする。

附則第 11 条第 3 号中「第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書」を「第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書」に改め、同条第 4 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 60 号様式の 4 注意 1 中「第 7 条第 6 項、第 10 項又は第 18 項」を「第 7 条第 7 項、第 11 項又は第 19 項」に改める。

第 60 号様式の 5 注意 1 中「第 7 条第 8 項」を「第 7 条第 9 項」に改める。

第 60 号様式の 6 注意 1 中「第 7 条第 9 項又は第 11 項」を「第 7 条第 10 項又は第 12 項」に改める。

第 60 号様式の 6 の 2 中「第 7 条第 15 項」を「第 7 条第 16 項」に

改め、同様式注意 1 中「第 7 条第 16 項」を「第 7 条第 17 項」に改める。

第 2 条 横浜市市税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 3 号中「金銭の支出先である所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託（以下「特定公益信託」という。）の受託者が当該金銭」を「寄附金を受領するものが当該寄附金」に改め、同号ア中「特定公益信託」を「公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）」に改め、同号イ中「受託者」を「当該寄附金を受領するもの」に、「当該特定公益信託」を「当該公益信託」に改め、同条第 2 項第 1 号エ中「が所得税法」の次に「（昭和 40 年法律第 33 号）」を加え、同項第 2 号中「金銭の支出先である特定公益信託の受託者が当該金銭」を「寄附金を受領するものが当該寄附金」に改め、同号アを次のように改める。

ア 公益信託に関する法律第 6 条の行政庁の認可に係る書類の写し

第 17 条第 2 項第 2 号イ中「特定公益信託」を「公益信託」に改め、同号ウ中「受託者」を「当該寄附金を受領するもの」に改める。

附則第 11 条第 4 号中「第 35 条第 1 項第 1 号」を「第 30 条第 1 項第 1 号」に、「第 25 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 28 条」を「第 27 条」に改める。

第 41 号様式の 2（その 3）注意以外の部分中「受託者が」を削り、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「寄附金」に改め、同様式注意 1 中「金銭の支出先である特定公益信託の受託者」を「寄附金を受領するもの」に改め、同様式注意 2 中「受託者が」を削り、「当該特定信託」を「当該公益信託」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 19 条の 3 第 3 号タの改正規定及び第 2 条中附則第 11 条第 4 号の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条中第 17 条の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日

- (3) 第 2 条（第 1 号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定
前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
（経過措置）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則
第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項第 3 号に掲げ
る規定による改正後の横浜市市税条例施行規則第 17 条第 1 項（第
3 号に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定の適用については、
同条第 1 項第 3 号中「の寄附金」とあるのは「の寄附金（所得税
法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第
1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条
の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この
号において「旧所得税法」という。）第 78 条第 3 項の規定により
特定寄附金とみなされるものを含む。次項第 2 号において同じ。
）」と、同号ア中「公益信託（）」とあるのは「公益信託（旧所得
税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託を含む。）」と、同条第
2 項第 1 号エ中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」とあるのは
「所得税法」と、同項第 2 号ア中「書類」とあるのは「書類（所
得税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 141 号）附
則第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令に
よる改正前の所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項に規定する主務
大臣の認定に係る書類（当該書類に記載されている当該認定の日
が申請書を提出する日以前 5 年内であるものに限る。）を含む。
）」とする。
- 3 この規則（附則第 1 項第 3 号に掲げる規定にあつては、当該規
定。以下同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市
市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお
当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

横 浜 市 告 示 第 337 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区 域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 6 年 8 月 23 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 エ ン パ ワ メ ン ト か な が わ	神 奈 川 区 鶴 屋 町 2 丁 目 9 番 地 の 22	令 和 6 年 2 月 10 日 か ら 令 和 11 年 2 月 9 日 ま で

横浜市告示第 338 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 8 月 23 日	公益財団法人三溪園保勝会	中区本牧三之谷 58 番 1 号	令和 6 年 1 月 1 日

横 浜 市 告 示 第 339 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 21 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 43 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 6 年 3 月 19 日	学 校 法 人 公 文 学 園	大 阪 府 高 槻 市 黄 金 の 里 1 丁 目 3 番 1 号	(新) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 平 成 30 年 9 月 8 日 ま で 、 平 成 30 年 9 月 26 日 か ら 令 和 5 年 9 月 25 日 ま で 及 び 令 和 6 年 3 月 19 日 か ら 令 和 11 年 3 月 18 日 ま で
			(旧) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 平 成 30 年 9 月 8 日 ま で 及 び 平 成 30 年 9 月 26 日 か ら 平 成 35 年 9 月 25 日 ま で

横浜市告示第 340 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和 7 年度及び令和 8 年度において、横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（工事及び製造（物品の製造を除く。）以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査及び不動産鑑定等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないもの、その他横浜市長が定めたものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

ア 工事の入札に参加する者は、別表 1 に掲げる工種のうち、

登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類

イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目（以下「希望する種目」という。）に対応する業種

- (7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第 3 条第 1 項の許可に代わり、造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去 5 年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。
- (8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第 1 号から第 6 号までのほか、希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去 9 年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。
- (9) 前号の規定にかかわらず、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目（別表 2 のコード 001 から 047 まで、056 から 202 まで及び 701 を除く。）の履行実績については、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が 6 か月以上となる場合に限り、履行期限到来前であっても履行実績として認めるものとする。
- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表 2 に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。
- (11) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員

等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

3 入札参加資格審査申請の手続

(1) 申請期間

令和 6 年 10 月 1 日(火)から令和 6 年 10 月 21 日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

(2) 申請時間

午前 9 時から午後 8 時まで

(3) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、資格審査申請システム入力画面上の申請フォームに必要な事項を入力及び送信した後、次号に定める提出書類その他申請内容に応じて横浜市長が必要と定めた書類を電子データ化し、アップロードしなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス (<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>)

(4) 提出書類等

ア 商業登記規則(昭和 39 年法務省令第 23 号)第 30 条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書(個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書)

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険(適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。)及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状(委任する場合のみ。入札参加資格の有効期間内は原紙を必ず保管しておくこと。)

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書

ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書に代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表(申請日の属する月の 4 か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前 2 年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等)

(イ) 工事の施工実績を証明する書類(契約書等)

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、ア

からエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。
ただし、日本国内に営業所を有しない者は、ア、イ及びウに定める書類の提出を省略することができる。

(ア) 営業許可・認可証

(イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等）

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表 2 に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書等）

ク 組合の提出書類

(ア) アからキまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 組合役員名簿

(エ) 組合員名簿

(オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

(ア) から(エ)に定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書

b 官公需共同受注規約

ケ 役員名簿

横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことの確認のため、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の役職、氏名、生年月日、性別、住所を資格審査申請システム申請フォームから提出すること。

(5) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(6) 申請できる工種数及び種目数

ア 工事

別表 1 に掲げる工種のうち、4 工種まで申請できる。

イ 物品・委託等

別表 2 に掲げる種目のうち、10 種目まで申請できる。

ウ 設計・測量等

別表 3 に掲げる種目のうち、8 種目まで申請できる。

4 随時申請

次の者を対象とし、令和 7 年 4 月 1 日(火)から随時に申請を受け付ける(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。)。

(1) 前項の申請による入札参加資格を有しない者

(2) 前項の申請により入札参加資格を得た者のうち、第 9 項により通知された登録工種数又は種目数を含め、前項第 6 号の工種数又は種目数の範囲内で、工種又は種目の追加を希望する者

5 入札参加資格の特定調達契約に関する取扱い

前 2 項の申請により入札参加資格を得た者は、第 9 項の通知に定める工種及び種目について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を有する。

6 変更に関する届出

第 3 項及び第 4 項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに第 3 項第 3 号に定める方法で変更の届出を行い、その事実を証明する書類を電子データ化し、資格審査申請システム上でアップロードしなければならない。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

(1) 第 2 項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。

(2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

(1) 相続したとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
 - (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
 - (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
 - (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
 - (7) その他市長が必要と認めたとき。
- 9 入札参加資格審査結果の通知
 入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。
- 10 格付について
 次の区分について、格付を採用する。
 なお、格付方法及び提出書類等については、別途横浜市報調達公告版において公告を行う。
- (1) 工事
 別表 1 に掲げる工種のうち、「土木」、「舗装」、「造園」、「建築」、「電気」、「管」又は「上水道」の入札参加資格を得た者を対象とする。
 なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。
- (2) 物品・委託等
 別表 2 に掲げる種目のうち、「建物管理」又は「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者を対象とする。
 なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。
- 11 入札参加資格の有効期間
 (1) 第 3 項に定める申請を行ったもの
 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 (2) 第 4 項に定める申請を行ったもの
 第 9 項の通知で定める有効期間の始期から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 12 入札参加資格の有効期間の更新手続
 入札参加資格の更新を希望する者は、令和 8 年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。
- 13 その他
 詳細は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「資格審査申請」による。
- 14 この告示に関する問合せ先

横浜市財政局契約部契約第一課管理係

電話 045(671)2707

別表 1
工事

工 種 コード	工 種	細 目 コード	細 目
01	土 木	a	一般土木工事
		b	軌道工事
		c	橋梁上部工事
		d	水道施設工事
02	舗 装	a	一般舗装工事
		c	滑り止め舗装工事
		d	運動施設工事
03	とび・土工	a	とび・土工工事
		b	法面工事
		c	ひき屋工事
04	港 湾	a	しゅんせつ工事
		b	港湾構造物工事
05	造 園	a	造園工事
		b	植栽工事
06	石	a	石工事
07	建 築	a	建築工事
		b	鉄骨プレハブ工事
09	内 装	a	内装仕上工事
		b	たたみ工事
10	建 具	a	建具工事
		a	塗装工事
11	塗 装	b	橋梁塗装工事
		a	区画線設置工事
12	区画線・標識	b	道路標識設置工事
		a	防水工事
13	防 水	a	防水工事
14	鋼 構 造	a	鋼製橋梁工事
		z	その他の鋼構造物工事
15	解 体	a	解体工事
16	フ ェ ン ス	a	フェンス工事
17	電 気	a	電気設備工事
		b	屋外電気設備工事
		c	信号設備工事
		a	通信設備工事

18	電気通信	b	電話工事
		c	放送設備工事
19	管	a	給排水衛生設備工事
		b	冷暖房設備工事
20	管更正	a	配水管更生工事
		b	下水管漏水防止工事
21	機械器具設置	a	クレーン工事
		b	エレベーター工事
		c	ボイラー工事
		d	ポンプ工事
		e	水処理設備工事
		f	焼却設備工事
		g	プラント配管工事
		z	その他の機械器具工事
22	消防施設	a	火災報知器設備工事
		b	消火設備工事
23	さく井	a	さく井工事
24	上水道	a	上水道工事
25	船舶	a	船舶
26	その他	a	伸縮継手工事
		z	上記以外のもの

別表 2
物品・委託等

コード	種 目	コード	種 目
001	文具・事務機械	301	建物管理
004	教育用品	302	警備
011	雑貨	303	浄化槽・貯水槽等清掃
013	機械器具・工具類	304	通信設備保守
015	コンピュータ類	306	消防設備保守
016	電気機械類	309	資源化委託
019	医療機械器具	310	貨物運送
020	理化学機械器具	311	下水道管等保守
021	医薬	312	道路・公園清掃
022	工化学薬品	313	公園緑地等管理
024	被服	314	クリーニング
029	看板等表示器具	315	害虫等駆除
033	什器・家具	316	コンピュータ業務
034	厨房・浴槽機器類	317	マイクロ写真・航空写真
036	食料品・記念品	319	イベント企画運営等

037	動物・飼料	320	各種調査企画
038	自動車	321	検査・測定
039	自動車部品	322	映画・ビデオ制作
041	電車用品	323	広告
042	水道用品	325	給食
043	消防用品	327	電気設備保守
044	燃料	328	機械設備保守
047	原材料	329	施設運転管理・保守
054	不用品買受	330	廃棄物処理
056	船舶・航空機	333	福祉サービス
060	その他の物品	334	活性炭・作動油等再生
101	一般印刷	335	水道関連委託
104	フォーム印刷	345	事務・業務の委託
105	地図作成	350	その他の委託等
106	製本	401	仮設建物賃貸
107	複写	402	一般賃貸
108	特殊印刷	410	複写サービス
109	印刷物企画デザイン	501	電力・都市ガス
110	光ディスク製作（ C D、D V D 等）	601	労働者派遣
201	自動車修理・点検	602	保険
202	その他の修理	603	その他の業務
		701	物品以外の修繕

別表 3

設計・測量等

コード	種 目	コード	種 目
901	建築設計（監理を含む。）	905	建設コンサルタント等の業務
902	設備設計	906	測量
903	土木設計	907	地質調査
904	造園設計	908	不動産鑑定

横 浜 市 告 示 第 341 号

指 定 納 付 受 託 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 231 条 の 2 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 納 付 受 託 者 の 名 称
大 和 ハ ウ ス フ ィ ナ ン シ ャ ル 株 式 会 社
- 2 指 定 納 付 受 託 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 北 浜 東 4 番 33 号
- 3 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 日
令 和 6 年 8 月 27 日
- 4 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 に よ る 粗 大 ご み 処 理 手 数 料 納 付
- 5 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 期 間
令 和 6 年 9 月 13 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

公 告

横 浜 市 公 告 第 457 号 (令 和 6 年 9 月 1 日 掲 示 済)

土 地 区 画 整 理 事 業 の 換 地 処 分

泉 ゆ め が 丘 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 に つ い て 、 土 地 区 画 整 理 法 (昭
和 29 年 法 律 第 119 号) 第 103 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 換 地 処 分 を し た
旨 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

令 和 6 年 9 月 1 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 458 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 8 月 26 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
港南区総務部 税務課	事務職員	横 溝 均	減給 10 分の 1 1 箇月

横浜市公告第 459 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京急ストア鶴見西店
鶴見区豊岡町 1 番 5 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 喜 勢 陽 一
東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	京急ストア鶴見店 鶴見区豊岡町 1 番 5 号	京急ストア鶴見西店 鶴見区豊岡町 1 番 5 号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 支配人 井 上 進 西区平沼一丁目 40 番 26 号	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜 勢 陽 一 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社京急ストア 取締役社長 今 井 守 東京都港区高輪 3 丁目 26 番 26 号	株式会社京急ストア 取締役社長 小 泉 雅 彦 西区高島一丁目 2 番 8 号

(4) 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(5) 変更した理由

店舗名称の変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 8 月 21 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 460 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
青 葉 区 し ら と り 台 35 番 の 17 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 テ ト ラ ク ロ ロ エ
チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン

横 浜 市 公 告 第 461 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 一 部 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号) 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 (令 和 5 年 12
月 横 浜 市 公 告 第 741 号) に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す
る 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 昭 和 町 3,175 番 の 21 の 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 462 号

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に 対 す る 市 長 の 意 見

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 57 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 川 崎 事 業 所 (扇 町 地 区) 火 力 発 電 設 備 リ プ レ ー ス 計 画 (仮) に 係 る 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に つ い て 、 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 述 べ た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 463 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
11760	A Q U A p l u s	一ツ谷 辰 巳	横須賀市武 4 丁目 20 番 9 号
30652	株式会社 U n i t y	比 嘉 幸 太 郎	大和市深見 2,019 番地の 6
30653	有限会社アオバ住設	米 原 守	青葉区桂台二丁目 26 番地の 21
11761	S - w o r k 株式会社	木 村 高 貴	大和市鶴間 2 丁目 13 番 12 号
30654	株式会社アンドハウス	高 橋 康	横須賀市安浦町 2 丁目 23 番地の 5
30655	相澤設備	相 澤 和 敏	相模原市中央区田名 5, 228 番地の 1

2 指定有効期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

横浜市公告第 464 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 6 月 1 日	00142	南設備工業 株式会社	(新) 浜 中 守 紀	南区庚台 72 番 地の 1
			(旧) 青 木 健 一	
令和 6 年 7 月 29 日	30540	有限会社岩 田土木管工	(新) 折 山 肇	神奈川県中郡 大磯町大磯 57 番地の 2
			(旧) 岩 田 英 郎	
令和 6 年 6 月 27 日	30525	(新) 株式会社 S A I N	池 田 優	(新) 横須賀市武 4 丁目 3 番 12 号
		(旧) 有限会社 S A I N		(旧) 磯子区田中 1 丁目 26 番 4 号

横 浜 市 公 告 第 465 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00026	株 式 会 社 清 田 工 業 神 奈 川 営 業 所	保 土 ヶ 谷 区 岩 井 町 87 番 地	令 和 6 年 7 月 31 日

横 浜 市 公 告 第 466 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 5 年 8 月 11 日 第 5 開 804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 善 部 町 153 番 地
今 井 勝 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 善 部 町 132 番 の 8 、 132 番 の 9 、 133 番 の 2 か ら 133 番 の
5 ま で 、 134 番 の 3 、 134 番 の 4 、 135 番 の 2 、 135 番 の 3 、 13
7 番 の 9 の 一 部 及 び 161 番 の 10 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 467 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 15 日 第 2023 開 1112 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 富 士 塚 一 丁 目 1,842 番 の 21 、 1,842 番 の 41 の 一 部 及 び 1,
842 番 の 124 か ら 1,842 番 の 126 ま で

横 浜 市 公 告 第 468 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 6 日 第 2023 開 103 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 下 末 吉 六 丁 目 25 番 42 号
株 式 会 社 Y K
代 表 取 締 役 木 村 恵 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 下 末 吉 六 丁 目 461 番 の 2 、 461 番 の 8 か ら 461 番 の 10 ま
で 、 462 番 の 2 、 462 番 の 4 か ら 462 番 の 6 ま で 、 463 番 の 一 部
、 464 番 の 一 部 及 び 871 番 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 469 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 25 日 第 2023 開 105 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 馬 場 七 丁 目 1,304 番 の 1 及 び 1,304 番 の 3 か ら 1,304 番
の 16 ま で

横 浜 市 公 告 第 470 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 28 日 第 2023 開 1716 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 榎 が 丘 52 番 の 3 、 52 番 の 43 及 び 52 番 の 44 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 471 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 4 月 15 日 第 2023 開 1725 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 48 番 地 の 1
内 野 剛
青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 48 番 地 の 66
内 野 透
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 48 番 の 1 、 48 番 の 25 、 48 番 の 66 か ら 48 番 の
68 ま で 及 び 48 番 の 86

横 浜 市 公 告 第 472 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 8 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 8 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
36.90 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 中 希 望 が 丘 155 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎

横浜市公告第 473 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 13 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 8 月 22 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
53.81 m
- 5 指定の場所
戸塚区戸塚町 3,261 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小野 洋一郎

横浜市公告第 474 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 15 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 8 月 27 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
17.77 m
- 5 指定の場所
栄区笠間四丁目 1,626 番の 15 及び 1,769 番の 8 の一部
- 6 申請者の氏名
株式会社サンライズエステート
代表取締役 村上栄二

横浜市公告第 475 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 40・89 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 8 月 14 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.60 m
- 4 廃止する道路の延長
17.20 m
- 5 廃止の場所
戸塚区矢部町 1,413 番の 2 地先から 1,499 番の 23 地先まで

横浜市公告第 476 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 39・37 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 9 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
7.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
25.50 m
- 5 廃止の場所
港南区上永谷三丁目 5,093 番の 188 地先から 5,093 番の 241 地先まで

横浜市公告第 477 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・61 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 6 月 28 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
31.00 m
- 5 廃止の場所
戸塚区戸塚町 2,418 番の 25 の地先から 3,143 番の 18 の地先まで

横 浜 市 公 告 第 478 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 35 ・ 23 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 8 月 21 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
14.01 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 白 百 合 二 丁 目 836 番 の 508 から 中 田 東 一 丁 目 1,734 番 の 2
一 部 地 先 ま で

横浜市公告第 479 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 58・14・4 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 8 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
5.00 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区相沢七丁目 54 番の 7 及び 54 番の 22

横 浜 市 公 告 第 480 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 7 月 4 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
21.50 m
- 4 廃 止 の 場 所
西 区 浅 間 台 80 番 の 1 の 一 部

区 告 示

神奈川区告示第 13 号（令和 6 年 8 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、神大寺東町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 16 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	花 村 一 夫 神奈川区神大寺一丁 目 24 番 16 号	田 出 元 興 神奈川区神大寺一丁 目 24 番 4 号
主たる事務所 の所在地	神奈川区神大寺一丁 目 24 番 16 号	神奈川区神大寺一丁 目 24 番 4 号

南区告示第 10 号（令和 6 年 8 月 20 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、井土ヶ谷中町第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 20 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岡 本 稔 南区井土ヶ谷中町 71 番地	府 川 清 一 南区井土ヶ谷中町 69 番地の 2

栄区告示第 17 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、芙蓉台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今 田 澄 子 栄区飯島町 1,773 番 地の 86	早 坂 達 栄区飯島町 1,773 番 地の 48

区 公 告

泉 区 公 告 第 79 号 (令 和 6 年 8 月 20 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 6 年 8 月 20 日

横 浜 市 泉 区 長 山 口 賢

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 39 - 33 浜 横浜	令 和 6 年 2 月 20 日

消防局

西消防署公告第 5 号（令和 6 年 8 月 27 日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

令和 6 年 8 月 27 日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地
西区浅間町 2 丁目 106 番地の 1
- 2 防火対象物の名称
三福不動産ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
三福不動産株式会社
代表取締役 福 住 吉 則
- 4 措置事項
令和 7 年 2 月 27 日までに、地下 1 階駐車場の不活性ガス消火設備の不良を改修すること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 8 月 27 日

水道局

水道局告示第 7 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、横浜市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 6 年 9 月横浜市告示第 340 号）を準用する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

交通局

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 8 月 30 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 19 号（令和 6 年 8 月 30 日揭示済）

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 1 号中「40 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある職員 19,600 円」を「40 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある職員（ただし、第 2 号又は第 3 号に該当する職員を除く。） 19,600 円」に改める。

第 19 条第 2 項第 2 号中「企業職員給料表（（一）を除く）の適用を受ける運輸技術職員（自動車工に限る。）」を「企業職員給料表（（一）及び（四）を除く）の適用を受ける運輸職員（バス乗務員及びバス整備員に限る。）」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

交通局告示第 6 号（令和 6 年 8 月 1 日揭示済）

料金徴収事務及び支出事務の委託

横浜市交通局会計規程（平成 26 年 3 月交通局規程第 1 号）第 41 条第 1 項及び第 67 条第 2 項の規定及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、交通事業の乗車料金の徴収及び払戻し等の事務を次のとおり委託し、令和 6 年 3 月 14 日から実施した。

料金徴収事務及び支出事務の委託（令和 4 年 11 月交通局告示第 11 号）は、令和 6 年 7 月 31 日限り廃止する。

令和 6 年 8 月 1 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

受託者の名称	受託者の所在地	委託する事務の範囲
一般財団法人横浜市交通局協力会	中区長者町 5 丁目 85 番地	1 高速鉄道定期乗車券、高速鉄道・乗合自動車連絡定期乗車券、乗合自動車定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の発売 2 高速鉄道定期乗車券、高速鉄道・乗合自動車連絡定期乗車券、乗合自動車定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受 3 乗合自動車回数乗車券、乗合自動車共通回数乗車券及び乗合自動車通学割引回数乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受 4 乗合自動車 1 日乗車券、高速鉄道 1 日乗車券及び高速鉄道・乗合

- 自動車共通 1 日乗車券の発売
- 5 乗合自動車 1 日乗車券、乗合自動車団体 1 日乗車券、高速鉄道 1 日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
- 6 記念乗車券の発売
- 7 横浜市高速鉄道 IC カード乗車券取扱規程（平成 30 年 3 月交通局規程第 1 号。以下「鉄道 IC 規程」という。）第 3 条第 1 号及び横浜市乗合自動車 IC カード取扱規程（平成 29 年 3 月交通局規程第 7 号。以下「バス IC 規程」という。）第 2 条第 1 号に規定する P A S M O（以下「P A S M O」という。）の発売
- 8 P A S M O の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
- 9 P A S M O 並びに鉄道 IC 規程第 30 条第 1 項及びバス IC 規程第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する IC カード乗車券（以下「相互利用 IC カード乗車券」という。）のチャージ
- 10 バス及び鉄道に関連する部品並びに備品の

		発売
横浜交通開発株式会社	港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	1 乗合自動車定期乗車券の発売
		2 乗合自動車定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
		3 乗合自動車回数乗車券及び乗合自動車共通回数乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
		4 乗合自動車 1 日乗車券、高速鉄道 1 日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券の発売
		5 乗合自動車 1 日乗車券、乗合自動車団体 1 日乗車券、高速鉄道 1 日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
		6 記念乗車券の発売
		7 P A S M O の発売
		8 P A S M O の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
		9 P A S M O 及び相互利用 I C カード乗車券のチャージ
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号	1 連絡運輸定期乗車券の発売
横浜高速鉄道株式会社	中区元町 1 丁目 11 番地	2 連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受
株式会社横浜シーサイドライン	金沢区幸浦二丁目 1 番地の 1	
相模鉄道株式会社	西区北幸二丁目 9	1 連絡運輸定期乗車券

	番 14 号	<p>の 発 売</p> <p>2 連 絡 運 輸 定 期 乗 車 券 の 料 金 の 払 戻 し 及 び 払 戻 し 等 に 係 る 手 数 料 の 収 受</p> <p>3 高 速 鉄 道 ・ 乗 合 自 動 車 共 通 1 日 乗 車 券 の 発 売</p>
東 急 電 鉄 株 式 会 社	東 京 都 澁 谷 区 神 泉 町 8 番 16 号	1 連 絡 運 輸 定 期 乗 車 券 の 発 売
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	東 京 都 澁 谷 区 代 々 木 2 丁 目 28 番 12 号	2 連 絡 運 輸 定 期 乗 車 券 の 料 金 の 払 戻 し 及 び 払 戻 し 等 に 係 る 手 数 料 の 収 受
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社	東 京 都 台 東 区 東 上 野 3 丁 目 19 番 6 号	3 共 通 企 画 乗 車 券 の 発 売
東 京 都	東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 2 丁 目 8 番 1 号	4 共 通 企 画 乗 車 券 の 料 金 の 払 戻 し 及 び 払 戻 し 等 に 係 る 手 数 料 の 収 受
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社	西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号	1 連 絡 運 輸 定 期 乗 車 券 の 発 売
		2 連 絡 運 輸 定 期 乗 車 券 の 料 金 の 払 戻 し 及 び 払 戻 し 等 に 係 る 手 数 料 の 収 受
		3 高 速 鉄 道 ・ 乗 合 自 動 車 共 通 1 日 乗 車 券 の 発 売
		4 共 通 企 画 乗 車 券 の 発 売
		5 共 通 企 画 乗 車 券 の 料 金 の 払 戻 し 及 び 払 戻 し 等 に 係 る 手 数 料 の 収 受
京 王 電 鉄 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区 新 宿 3 丁 目 1 番 24 号	1 共 通 企 画 乗 車 券 の 発 売
京 成 電 鉄 株 式 会 社	千 葉 県 市 川 市 八 幡 3 丁 目 3 番 1 号	2 共 通 企 画 乗 車 券 の 料 金 の 払 戻 し 及 び 払 戻 し 等 に 係 る 手 数 料 の 収 受
西 武 鉄 道 株 式 会 社	埼 玉 県 所 沢 市 く す の き 台 1 丁 目 11 番 地 の 1	

東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号	
トヨタファイナン シャルサービス株 式会社	愛知県名古屋市西 区牛島町 6 番 1 号	1 乗合自動車 1 日乗車 券、高速鉄道 1 日乗車 券及び高速鉄道・乗合 自動車共通 1 日乗車券 の発売 2 乗合自動車 1 日乗車 券、高速鉄道 1 日乗車 券及び高速鉄道・乗合 自動車共通 1 日乗車券 の料金の払戻し及び払 戻し等に係る手数料の 收受
KN T - C T ホー ルディングス株式 会社	東京都新宿区西新 宿 2 丁目 6 番 1 号	高速鉄道・乗合自動車共 通 1 日乗車券の発売
名鉄観光サービス 株式会社	愛知県名古屋市中 村区名駅南 2 丁目 14 番 19 号	
株式会社日本旅行	東京都中央区日本 橋 1 丁目 19 番 1 号	
株式会社ポケット カルチャー	東京都中央区日本 橋小網町 16 番 1 号	
グレイスホテル株 式会社	港北区新横浜三丁 目 6 番地の 15	
ホテルアソシア新 横浜	港北区新横浜二丁 目 100 番地の 45	
大和ハウスリアル ティマネジメント 株式会社	東京都千代田区飯 田橋 2 丁目 18 番 2 号	
スーパーホテル新 横浜	港北区北新横浜二 丁目 6 番地の 20	
ホテル横浜キャメ ロットジャパン	西区北幸一丁目 11 番 3 号	
国際興産株式会社 ホテルプラム	西区北幸二丁目 9 番 1 号	
藤田観光株式会社 横浜桜木町ワシン トンホテル	中区桜木町 1 丁目 101 番地の 1	

H R T ニューオー タニ株式会社	東京都千代田区紀 尾井町 4 番 1 号
ブリーズベイホテ ル株式会社	中区花咲町 1 丁目 22 番地の 2
ブリーズベイオペ レーション 6 号株 式会社	中区花咲町 1 丁目 22 番地の 2
東横イン横浜桜木 町	中区本町 6 丁目 55 番地
横浜マングリンホ テル	中区野毛町 4 丁目 170 番地
株式会社相鉄ホテ ルマネジメント	西区北幸二丁目 9 番 14 号
三菱地所ホテルズ アンドリゾーツ株 式会社	東京都千代田区大 手町 2 丁目 7 番 1 号
ヨコハマグランド インターコンチネ ンタルホテル	西区みなとみらい 一丁目 1 番 1 号
東急ホテルズアン ドリゾーツ株式会 社	西区みなとみらい 二丁目 3 番 7 号
一般財団法人日本 船員厚生協会 横 浜国際船員センタ ー「ナビオス横浜 」	中区新港二丁目 1 番 1 号
スーパーホテル新 横浜	港北区新横浜二丁 目 6 番 20 号
東横イン横浜関内	中区太田町 1 丁目 5 番地の 1
東横イン横浜スタ ジアム前 1、2	中区山下町 205 番 地の 1
ホテル J A L シテ ィ関内横浜	中区山下町 72 番地
株式会社ホテル、 ニューグランド	中区山下町 10 番地
株式会社重慶飯店	中区山下町 185 番 地
遠州鉄道株式会社	静岡県浜松市中区

	旭 町 12 番 地 の 1
株 式 会 社 新 日 屋	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 本 町 3 丁 目 3 番 6 号
株 式 会 社 エ ク ス ポ ー ト	中 区 山 下 町 1 番 地
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 観 光 協 会	中 区 山 下 町 2 番 地
株 式 会 社 エ ス ク リ	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 小 網 町 6 番 地 1
相 鉄 ホ テ ル 株 式 会 社	西 区 北 幸 一 丁 目 3 番 23 号
横 浜 シ テ ィ ・ エ ア ・ タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社	西 区 高 島 二 丁 目 19 番 12 号
ヤ マ ト 運 輸 株 式 会 社 神 奈 川 主 管 支 店	鶴 見 区 安 善 町 1 丁 目 1 番 地 の 1
株 式 会 社 ケ ン ・ ホ テ ル マ ネ ジ メ ン ト 横 浜 山 下 町	中 区 山 下 町 280 番 地 の 2
リ ゾ ー ト ト ラ ス ト 株 式 会 社	名 古 屋 市 中 区 東 桜 2 丁 目 18 番 31 号
日 本 ホ テ ル 株 式 会 社	東 京 都 豊 島 区 西 池 袋 1 丁 目 6 番 1 号
京 急 イ ー エ ッ ク ス イ ン 横 浜 駅 東 口	神 奈 川 区 金 港 町 5 番 7 号
新 横 浜 プ リ ン ス ホ テ ル	港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 4 番 地
ル ー ト イ ン ジ ャ パ ン 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区 大 井 1 丁 目 35 番 3 号
ア ー ル エ ヌ テ ィ ー ホ テ ル ズ 株 式 会 社	東 京 都 世 田 谷 区 桜 新 町 1 丁 目 34 番 6 号
K l o o k T r a v e l T e c h n o l o g y L i m i t e d	22/F, Kinwick Centre, 32 Hollywood Road, Central, Hong Kong
株 式 会 社 三 井 不 動 産 ホ テ ル マ ネ ジ メ	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 本 町 2 丁 目 2 番

ント	5 号	
株式会社 K E N ホ テルマネジメント 横浜 M M	西区みなとみらい 六丁目 2 番 13 号	
ホテルリソル横浜 桜木町	中区太田町 6 丁目 78 番地	
株式会社 S H R ホ テルズ	東京都港区芝 1 丁 目 5 番 12 号	
株式会社 パスモ	東京都新宿区西新 宿 3 丁目 2 番 11 号	<p>1 高速鉄道定期乗車券、高速鉄道・乗合自動車連絡定期乗車券、乗合自動車定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の発売</p> <p>2 高速鉄道定期乗車券、高速鉄道・乗合自動車連絡定期乗車券、乗合自動車定期乗車券及び連絡運輸定期乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>3 乗合自動車回数乗車券、乗合自動車共通回数乗車券及び乗合自動車通学割引回数乗車券の料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>4 乗合自動車 1 日乗車券、高速鉄道 1 日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券の発売</p> <p>5 乗合自動車 1 日乗車券、乗合自動車団体 1 日乗車券、高速鉄道 1 日乗車券及び高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券の料金の払戻し</p>

		<p>及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>6 記念乗車券の発売</p> <p>7 横浜市高速鉄道 IC カード乗車券取扱規程 (平成 30 年 3 月交通局規程第 1 号。以下「鉄道 IC 規程」という。) 第 3 条第 1 号及び横浜市乗合自動車 IC カード取扱規程 (平成 29 年 3 月交通局規程第 7 号。以下「バス IC 規程」という。) 第 2 条第 1 号に規定する P A S M O (以下「P A S M O」という。) の発売</p> <p>8 P A S M O の払戻し及び払戻し等に係る手数料の收受</p> <p>9 相互利用 IC カード乗車券のチャージ</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

交通局告示第 7 号（令和 6 年 8 月 1 日 掲 示 済）

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 で準用する
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定によ
り、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した
。

令和 6 年 8 月 1 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

指定公金 事務取扱 者の名称	指定公金 事務取扱 者の事務 所の所在 地	指定公金事務 取扱者に委託 した収納事務 に係る歳入	指定公金 事務取扱 者の指定 をした日	収納事務 の委託を した日	指定公金 事務取扱 者として 指定する 期間
株式会社 C O U N T E R W O R K S	東京都港 区六本木 1 丁目 8 番 7 号	駅構内一時貸 しスペース・ 駅倉庫使用料 及び電気使用 料に係る収入	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日	—
公益財団 法人横浜 市観光協 会	中区山下 町 2 番地	高速鉄道・乗 合自動車共通 1 日乗車券の に係る収入	令和 6 年 4 月 22 日	令和 6 年 4 月 22 日	—
株式会社 ニュート ラルコー ポレーシ ョン	東京都目 黒区中目 黒 1 丁目 1 番 71 号	高速鉄道・乗 合自動車共通 1 日乗車券に 係る収入	令和 6 年 7 月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日 から令和 6 年 12 月 31 日
リンクテ ィビティ 株式会社	東京都千 代田区内 幸町 2 丁 目 1 番 6 号	G r e a t e r T o k y o P a s s 等共通企画乗 車券に係る収 入	令和 6 年 7 月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日	—
株式会社 東急百貨 店たまプ ラーザ店	青葉区美 しが丘一 丁目 7 番 地	バス及び鉄道 に関連する部 品並びに備品 に係る収入	令和 6 年 7 月 25 日	令和 6 年 7 月 25 日	—

交通局告示第 8 号（令和 6 年 8 月 1 日 掲 示 済）

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 8 月 1 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者の指定をした日	収納事務の委託をした日
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 31 号	1 定期券発売窓口及び自動券売機でのクレジットカード決済端末で発売した乗合自動車定期券料金及び高速鉄道定期旅客運賃 2 乗合自動車普通乗車料金 3 乗合自動車普通乗車料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料 4 乗合自動車 1 日乗車券料金 5 乗合自動車 1 日乗車券料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料 6 乗合自動車定期乗車券料金、高速鉄道定期旅客運賃の払戻し及び払戻し等に係る手数料	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日
株式会社ジェーシービ	東京都港区南青山 5 丁目	1 乗合自動車普通乗車料金	令和 3 年 6 月 30 日	令和 3 年 6 月 30 日

一	目 1 番 22 号	2 乗合自動車普通乗車料金の払戻し及び払戻しに係る手数料 3 乗合自動車 1 日乗車券料金 4 乗合自動車 1 日乗車料金の払戻し及び払戻しに係る手数料		
株式会社 ネットスターズ	東京都中央区八丁堀 3 丁目 3 番 5 号	1 乗合自動車普通乗車料金 2 乗合自動車普通乗車料金の払戻し及び払戻しに係る手数料	令和 6 年 8 月 1 日	令和 6 年 8 月 1 日

交 通 局 告 示 第 9 号

一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で の 間 に お い て 、 横 浜 市 交 通 局 が 発 注 す る 調 達 契 約 に 関 し 、 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係) (令 和 6 年 9 月 横 浜 市 告 示 第 340 号) を 準 用 す る 。

令 和 6 年 9 月 5 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第 7 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、横浜市医療局病院経営本部が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 6 年 9 月横浜市告示第 340 号）を準用する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

教育委員会

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 10 号

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館資料管理規則（平成 21 年 3 月横浜市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「横浜市物品規則（昭和 31 年 3 月横浜市規則第 33 号）第 52 条第 1 項に基づき、図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする」を「横浜市物品規則（令和 6 年 3 月横浜市規則第 27 号）第 23 条に基づき、図書館資料の出納及び管理について定めることを目的とする」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。

横浜市教育委員会公告第 4 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号により、次の者を令和 6 年 8 月 23 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立東小学校	教諭	中村 聖	停職 6 月

横浜市教育委員会公告第 19 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 8 月 23 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市教育委員会

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
教育委員会事務局	事務職員	非公表	減給 10 分の 1 1 箇月

横浜市教育委員会公告第 20 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 8 月 23 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市教育委員会

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
教育委員会事務局	事務職員	非公表	戒告
教育委員会事務局	事務職員	非公表	戒告
教育委員会事務局	事務職員	非公表	戒告
教育委員会事務局	事務職員	非公表	戒告

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 9 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 21 日
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

横浜市監査委員公表第 10 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 26 日
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 5 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	大	岩	真善和	